

ID: 953

担当部署: 建設水道課

処分の概要	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令		
法令名 根拠条項	景観法 第70条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第70条第1項の規定による。 (形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置) 第70条 市町村長は、前条第2項の規定により第62条から第68条までの規定の適用を受けない建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、市町村は、当該命令に基づく措置によって通常生ずべき損害を時価によって補償しなければならない。 景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日